

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 4月 9日

【会社名】 田淵電機株式会社

【英訳名】 TABUCHI ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野 有理

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原三丁目 4番30号

【電話番号】 06-4807-3500 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 徳原 英真

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原三丁目 4番30号

【電話番号】 06-4807-3500 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 徳原 英真

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)
田淵電機株式会社東京支社
(東京都千代田区神田錦町三丁目18番 3)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成31年4月2日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 【報告内容】

(2) 決議事項の内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(2) 決議事項の内容

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

(訂正前)

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、取締役3名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本臨時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、小野有理、前田真澄、長谷川純の3名です。

(訂正後)

小野有理、前田真澄、長谷川純の3名を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

(訂正前)

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、入江正孝、笠間士郎、宮本和俊、岡本大典の4名です。

(訂正後)

入江正孝、笠間士郎、宮本和俊、岡本大典の4名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

(訂正前)

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役の員数も同数の3名となります。なお、本議案の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

(訂正後)

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されたため、本議案に係る取締役の員数も同数の3名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

(訂正前)

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は4名となります。なお、本議案の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

(訂正後)

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されたため、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は4名となります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(訂正前)

決議事項	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	(注)3	99.41
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	(注)3	99.44

(訂正後)

決議事項	決議の結果及び賛成割合(%)	可決要件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	可決 99.41	(注)3
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	可決 99.44	(注)3